

2023年2月9日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーションがその提案に係る取締役候補者4名と
当社役員との面談を拒否したことについて

当社は、2023年2月7日付け「臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2023年3月16日に臨時株主総会を開催することを決定いたしました。同プレスリリースにて、リ・ジェネレーション株式会社（以下「提案株主」といいます。）からの株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に関する当社の意見（以下「当社取締役会意見」といいます。）も併せて公表いたしました。当社としては、事前に、当社が抱えている懸念点や疑問点を本株主提案に係る4名の取締役候補者に対して直接ご質問し、詳細なご説明を頂く機会を設けた上で、当社取締役会意見を決定・公表することが、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から適切であると考えておりましたが、提案株主が、提案株主本社での開催に固執する等、合理的な理由なく、当社役員（独立社外取締役を含みます。以下同じです。）と提案株主の代表者を含めた取締役候補者4名との面談の打診に応じなかったために、そのような機会を設けることができなかったことを遺憾に思っているところです。

これに対して、提案株主は、2023年2月8日、自らのホームページにおいて、同日付け「2023年2月7日付（株）ナガホリによるプレスリリースに関する当社の対応方針」と題するプレスリリース（以下「提案株主プレスリリース」といいます。）を公表され、その中で、「従前から当社代表者や本件総会の役員候補者に誹謗中傷を繰り返すナガホリ側の提案に従って面談を行えば、当社側の発言が闇雲に揚げ足を取られることは明白でした。そこで、当社から、公正かつ適正な協議を実現すべく、代表者である長堀慶太氏と当社代表者である尾端友成による1対1の協議を申し入れましたが、ナガホリ側は、協議自体を拒絶してきました」「ナガホリは、・・・印象操作のために虚偽の事実をあたかも真実のように公表し続けております。したがって、当社としては、ナガホリによるこのような印象操作に対して厳粛に対応し、ナガホリのみならず、そのような意思決定に関与しているナガホリの役員全員に対して責任を追及していく所存です」等と記載しています。

そこで、提案株主による、本株主提案に係る取締役候補者4名と当社側との面談拒否につき、株主の皆様へ若干補足してご説明申し上げます。

そもそも、株主から取締役選任に係る株主提案（臨時株主総会招集請求を伴うものを含む。）がされた場合、株主提案に係る取締役候補者を会社提案による取締役候補者とするか否かを決定するために、会社側が株主提案に係る取締役候補者と面談する実例は多数存在しており、何ら特別

なことではありません。上場会社に対して臨時株主総会招集請求がなされた近時の事例でも、例えば、富士ソフト株式会社は、2022年12月4日に開催された臨時株主総会に先立って、株主の3D Oportunity Master Fundによる株主提案に係る取締役候補者4名につき、取締役会の諮問機関である経営委員会（指名・報酬・倫理委員会機能を内包）がそれら候補者との面談を行っており、その結果それら4名のうち2名を会社提案による取締役候補者としても提案することとした旨を開示していますし、フジテック株式会社も、2023年2月24日開催予定臨時株主総会に先立って、株主のOasis Japan Strategic Fund Ltd.による株主提案に係る取締役候補者6名につき、会社側がそれら候補者との面談を行い、それを踏まえてそれら6名を取締役とする旨の株主提案に反対する旨を公表しています。また、キリンホールディングス株式会社も、2020年3月27日に開催された定時株主総会に先立って、株主のIndependent Franchise Partners, LLPによる株主提案に係る取締役候補者2名につき、指名・報酬諮問委員会の委員長及び委員を務める取締役2名がそれら候補者と面談を行い、それを踏まえてそれら2名を取締役とする旨の株主提案に反対する旨を公表しているところです。したがって、本株主提案に係る取締役候補者4名が当社役員との面談に応じなかったことを、「ナガホリ側の提案に従って面談を行えば、当社側の発言が闇雲に揚げ足を取られることは明白でした」として正当化するだけでなく、さらには当社役員全員への責任追及にまで言及する提案株主の反応は、いささか常軌を逸しているというほかありません。

そもそも、提案株主は、当社が本株主提案に係る取締役候補者4名との面談を申し入れた趣旨を完全に曲解しています。当該面談の趣旨は、それら候補者4名が当社取締役にふさわしい能力、経験、人格識見等を有しているかを確認し、必要に応じて面談の結果を株主の皆様による議決権行使の判断材料に供するという点にあり、当該面談は、提案株主代表者と当社代表取締役社長との間で、何らかの「協議」を行うという場ではありませんし、かねてからの当社との質問状のやり取りを通じて、具体的な企業価値向上策を有しているわけではないことが既に確認されている提案株主との間でそのような「協議」の場を設ける必要性も特に存しないものと思われま

したがって、提案株主が、本株主提案に係る4名の取締役候補者と当社役員との面談を拒絶したことを、当社と提案株主との「対話」という別次元の話にすり替えて正当化を図ろうとする提案株主の姿勢は、遺憾としかいいようがありません。

当社としては、株主提案に係る取締役候補者4名が、多くの上場会社にて実際に行われている会社側との面談に応じなかったこと自体が、それら各候補者が当社の経営に真摯に携わる意思を有していない証左であると考えております。

提案株主に対しては、論点をすり替えるなどして面談に応じないことを正当化することとどまらず、客観的な事実や報道の存在に基づく当社の主張や疑問点を単に虚偽であるとか誹謗中傷である等と非難し、責任追及まで示唆するような威迫的なプレスリリースを行うのではなく、当社からの2023年2月8日付け質問状に記載された数々の疑問点や事実確認について誠実かつ真摯に回答し、本臨時株主総会の各議案について当社の株主の皆様が適切に議決権行使を行うことができるよう、十分な情報開示を実施して頂くことを、ここに強く要望致す次第です。

以上